# 1章

森林管理プロジェクトに参加するためのポイント ~森林経営活動方法論(FO-OO1)を理解するための基礎知識~

プロジェクトをやってみたいけれど、どこから手を付けていいかわからない・・・そんな時、まずは制度の基本の「き」を理解するところから始めましょう!

### 森林管理プロジェクトとは

### J-クレジット制度の概要

J-クレジット制度は、企業や自治体等が実施する省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等の活動(「プロジェクト」という)により達成されたCO2等の温室効果ガスの排出削減量や吸収量を制度管理者である国が認証し、認証分の「クレジット」を発行する制度です。プロジェクト実施者は発行されたクレジットを市場で販売することにより、省エネ・低炭素投資等をさらに促進することが可能になるなど、クレジットの活用を通じて国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指す仕組みです。

☞J-クレジット制度については、参考「J-クレジット制度に関する基礎知識」を参照

プロジェクトの適用範囲や排出削減・吸収量の算定方法等は、「方法論」と呼ばれる文書に規定されており、J-クレジット制度においては、2022年末時点で合計69の方法論が策定されています。

#### (排出削減系の主な方法論)

省エネルギー分野	<ul><li>・ボイラーの導入</li><li>・コージェネレーションの導入</li><li>・生産設備(工作機械、プレス機械、射出成型機、ダイカストマシン、工業炉又は乾燥設備)の更新</li></ul>	
再生可能エネルギー 分野	<ul><li>・バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替</li><li>・太陽光発電設備の導入</li><li>・バイオ液体燃料(BDF・バイオエタノール・バイオオイル)による化石燃料又は系統電力の代替</li></ul>	
農業分野	・バイオ炭の農地施用	

#### (吸収系の方法論)

森林吸収量を認証する方法論としては、その活動タイプに応じ、FO-OO1「森林経営活動」、FO-OO2「植林活動」、FO-OO3「再造林活動」があり、これら3つの方法論に基づくプロジェクトをまとめて「森林管理プロジェクト」と言います。

森林分野 (森林管理プロジェクト)

- FO-OO1「森林経営活動」
- FO-OO2「植林活動」
- FO-003「再造林活動」

### 森林管理プロジェクトの概要

森林経営活動方法論(FO-OO1)は、森林法第11条の規定に基づく森林経営計画を作成し、一定のまとまりを有する区域を対象として、中長期的な視点で森林経営(森林の施業及び保護)を計画的に実施することにより、森林が貯えている炭素蓄積の増加分を吸収量として算定するものです。

植林活動方法論(FO-OO2)は、2012年度末時点で森林でなかった土地に植林を行った上で、森林経営計画に組み込むことで長期的な森林経営を行う場合に、その成長過程での吸収量を算定するものです。国土の約7割が森林で覆われている我が国において、森林以外の土地に植林を行って森林面積を増やすポテンシャルが小さいこともあり、現時点ではまだ登録実績がありません。

再造林活動方法論(FO-OO3)は、森林の土地の所有者以外の者又は再造林を目的として造林未済地を取得する者が再造林を行う場合に、その林分が16年生に達するまでの森林吸収量を算定するものです。造林未済地の解消を図るためのスキームとして、2022年8月に新たに策定された方法論であり、2023年3月に初のプロジェクトが登録されました。

本マニュアルは、基本的には最もニーズの高い森林経営活動方法論(FO-OO1)に 基づくプロジェクトについて、その制度設計の考え方や手続等を解説することを目的 としています。なお、制度文書は随時見直されるものであるため、本マニュアルが制 度文書の最新の改正内容を反映したものではない可能性があることにご留意ください。

#### ▶ 森林経営計画について

https://www.rinya.maff.go.jp/i/keikaku/sinrin keikaku/con 6.html

森林管理プロジェクトによりクレジットを創出すると、以下のようなメリットがあります。

### 森林管理プロジェクトを実施するメリット

#### 森林管理プロジェクトによるクレジット創出メリット

- クレジット売却による収入
- 地球温暖化への積極的な取り組みに対するPR効果
- J-クレジット制度に関わる企業や自治体との関係強化



#### 森林クレジット売却による収入の活用

森林経営、果樹生産、酪農、不動産賃貸等の事業を行う三田農林株式会社(岩手県盛岡市)では、森林クレジットの販売を通じ、購入した企業はCO<sub>2</sub>排出を削減、販売代金で三田農林が森林整備を行ってさらに地域のCO<sub>2</sub>吸収をすることを伝えることで、事業で取引のある地元企業を中心に森林クレジットを毎年販売し、継続的な収入源として自社有林の森林経営に役立てています。また、加子母森林組合(岐阜県中津川市)では、森林クレジットの創出以前は財務状況が課題となっていましたが、クレジット・プロバイダーを通じた森林クレジットの安定的な販売により借入金が減少するなど、森林組合経営の財務状況の改善につなげています。

# 方法論FO-OO1への参加検討のポイント

FO-OO1に基づくプロジェクトに参加して、森林クレジットを創出したいけれど、 どこから手を付けていいかわからない。そんな時、まずは以下の4つのポイントをお さえておきましょう。

- 1. 中長期的な視点で持続的な森林経営を行うことができるか
- 2. 森林吸収量がどの程度見込めるか
- 3. プロジェクトを実施するための人員が整っているか
- 4. クレジットの販売先は見込めるか

長期にわたって森林経営計画を 立て続けられるかがポイント!

### 1 中長期的な視点で持続的な森林経営を行うことができるか

J-クレジット制度で森林クレジットの認証を受けるためには、中長期的な視点で持続的に森林を管理・経営することが前提になっています。単に森林を保有しているだけではクレジットの認証を受けることはできません。「持続的」に森林を管理・経営することを担保するため、FO-OO1では、森林法に基づく森林経営計画を作成し、同計画に基づき適切に森林の施業及び保護を実施することをプロジェクト実施者に求めています。さらに、「中長期的」に持続可能な森林経営を行うことを担保するため、認証対象期間(吸収量の認証を受けられる期間)とその後の永続性担保期間(認証対象期間が終了した後、毎年森林経営計画の写しを提出することが必要となる期間)を通して森林経営計画を継続的に立て続けることを求めています。FO-OO1のプロジェクト実施にかかる、認証対象期間と永続性担保期間は両者を合わせて最低18年間なので、プロジェクト登録を考える上で、まずはこうした長期のコミットメントができるかが重要なポイントとなります。

最低18年間と聞くと心理的ハードルを感じるかもしれませんが、そもそも森林の経営は長期的な時間軸に立って行うものです。森林経営計画に記載すべき項目として、森林法第11条第2項において9つの計画事項が定められていますが、その1番目に「その対象とする森林についての森林の経営に関する長期の方針」と定めているのは、このためです。「森林の経営に関する長期の方針の記載方法」として、森林法施行規則第34条において、「40年以上の期間に係る森林の経営に関する基本方針」を記載することを求めています。このように森林経営計画は本来、中長期的に森林を持続可能な形で経営していくための基本的な枠組みを提供するものであり、このことは後述するクレジットの「永続性担保」の観点からも有効です。

プロジェクトの認証対象期間と永続性担保期間については、①吸収量の認証を受けられる期間(認証対象期間)の8~16年間と、②認証対象期間が終了した後、毎年森林経営計画の写しを提出することが必要となる「永続性担保期間」(後述)の10年間を合わせた年数となります。①の認証対象期間は8年間から最大16年間までの期間でプロジェクト実施者が任意に設定できるため、プロジェクトの認証対象期間と永続性担保期間は最大26年間(16年+10年)となります。

# - 図 認証対象期間の留意点

森林管理プロジェクトは、吸収量を年度単位で算定するため、認証対象期間も年度単位となります。ただし、プロジェクトを開始する年度の4月1日までに森林経営計画の策定が間に合わない場合は、開始時点のみ年度の途中(森林経営計画が認定されてから)になります。

なお、主伐した場合は必ず排出量を計上しなければならないため、認証対象期間を 設定する際には、プロジェクト実施者は、主伐の時期を意図的に避けてはならないと されていることに留意が必要です。(詳細は適用条件 1 を参照)

また、J-クレジット制度においては、認証対象期間が終了したプロジェクトの再登録は原則として認められていませんが、森林経営活動方法論(FO-OO1)に限って、同じ区域で引き続き森林経営計画を作成し、改めて適用条件を満たせば、繰り返しプロジェクトの登録を行うことが可能です。

(実施要綱16、実施規程83)

森林の正味の吸収量が どのくらいあるかがポイント!

# 2 森林吸収量がどの程度見込めるか

パリ協定が掲げる2度目標(今世紀末までの世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2度より十分低く保ち、1.5度に抑える努力を追求するという長期目標)を実現するためには、排出削減活動を通じて大気中のCO2濃度の上昇を抑えつつ、吸収活動を通じて大気中のCO2濃度を低下させることが不可欠であり、カーボンクレジット制度もこれに貢献する制度設計とする必要があります。カーボンクレジットの取引量の拡大に伴って、国際的にもオフセットによりCO2排出ゼロの商品であることを戦略的にPRする企業が増加しています。一方、クレジット購入企業は排出削減努力を行わずにオフセットを優先させている、カーボンクレジットの購入元のプロジェクトの算定基準が緩かったりモニタリングが不正確だったりする場合、実質的な排出削減効果を生み出していない、といったグリーンウォッシングとの批判を受けるケースもみられます。そうしたレピュテーション(風評)リスクを避けるためにも、信頼性の高い制度設計とするとともに、プロジェクトの透明性や説明責任を確保することが、何よりも大切です。

カーボンクレジット制度の信頼性を確保するための原則・要求事項はいろいろあり、本マニュアルでもできる限り詳しく説明しますが、最も基本的なところは、排出削減や吸収が「本物」であるということです。FO-OO1の場合、プロジェクト対象区域全体の森林が大気中のCO2濃度の低下に貢献すること、すなわち適切に管理された森林に蓄えられた炭素蓄積を増加させることにより「実質的に正味の吸収量を確保すること」が必要です。登録しようとしている森林がこの要件を満たすかどうかが、参加検討の重要な判断ポイントとなります。

森林の吸収量とは、森林に蓄えられた炭素蓄積の増加量のことであり、簡単にいうと、森林の正味の成長量のことです。森林の成長量は、樹種、林齢、土地の生産力、気象条件その他の自然環境、森林の施業内容等により大きく変化します。一方、主伐を行えば森林に蓄えられた炭素蓄積が失われるため、その分は排出(マイナスの吸収)としてカウントされます。このため、プロジェクトの吸収量は吸収する林分と伐採により排出となる林分を足し合わせた正味の吸収量となるので、個々の林分単位ではなく、プロジェクト区域全体で考えることが重要です。

例えば、森林の成長量と同量の伐採(主伐)を行い、その跡地に再造林を行うような、法正林に近い林業経営を行っている場合、理論上、森林全体の蓄積が増えないため吸収量がゼロとなり、J-クレジットの認証は受けられないこととなります。一方、間伐等の繰り返し等を通じて伐期の長期化を図りつつ、全体として森林の炭素蓄積を増やしていく林業経営の場合はクレジットの創出ポテンシャルが高くなります。しかし、林業経営の主要な目的は木材の安定供給であり、J-クレジットの収入機会は副次的なオプションに過ぎません。森林の吸収量(炭素蓄積の増加量)は、中長期的な林業経営の戦略や方針によって大きく変わり得るものであることを理解した上で、プロジェクト登録を目指すメリットがあるかどうかを考えましょう。

日本の人工林は、既にその過半が50年生以上になり、資源として成熟段階に入っているため、成長量は全体として鈍化傾向です。この結果、吸収量も全体的には減少傾向で推移しており、わが国全体としてのクレジットの創出ポテンシャルも今後当面は減っていくとも考えられます。日本の人工林は若齢林面積が極端に少ない偏った齢級構成になっており、木材の安定供給と長期的な森林吸収量の確保のためにも、主伐期を迎えた人工林については、「伐って、使って、植える」という循環サイクルを強化していくことが必要です。このため、2022年8月のJ-クレジット制度の改正により、主伐後に再造林を実施した場合、再造林した森林の標準伐期齢等までの累計の吸収量を、主伐による排出量から実質的に控除できるルールが導入されたところであり、「伐って、使って、植える」循環型林業を実践する場合にも、FO-001に参加しやすくなりました。

☞詳細は、第3章「3. 再造林した林分のモニタリング」を参照

1章

# 3 プロジェクトを実施するための人員が整っているか

J-クレジットが新たな収入源となりうる一方で、クレジットの認証を受けてそれを 販売するための人員を組織内で整備する必要があるので、それに伴うコストがかかる ことも意識しておきましょう。プロジェクトを担当する人員体制が確保できるかは、 プロジェクトの登録を目指すかどうかの判断基準の一つとなります。

しかしながら、既に多くの林業事業体や企業の方がプロジェクト登録をされ、クレジットの認証を受けておられるので、手続面に関する知見・経験はかなり蓄積されています。一見複雑で難しそうな手続に見えても、一度経験してしまえば実は簡単な内容だった、ということもあります。このため、本マニュアルは、各組織が既存の人員・体制の下で、あまり追加的なコストをかけずにプロジェクトの実施に取り組めることを支援する目的で作成しており、効率的に実施するためのポイントも随所に解説しています。

なお、既存のリソースでは十分な体制が確保できず、自らの力だけでプロジェクトを実施することが難しいケースもありえます。このような場合には、プロジェクトの組成、実施からクレジットの販売まで一貫したサポートを提供するクレジット・デベロッパーの活動も広がってきているので、そうしたデベロッパーにプロジェクト実施の業務をまとめて委託するのも一つの方法です。



### 広がりを見せるクレジット・デベロッパーの活用

例えば、久万高原町(愛媛県)はENEOSホールディングス株式会社とJ-クレジット 創出の連携協定を締結。おかやまの森整備公社はJ-クレジット創出業務を連携して取 り組むため三井物産株式会社と業務委託契約を締結するなど、デベロッパーを活用した 取組もみられます。

(出典:2022年1月18日付けENEOSプレスリリース、おかやまの森整備公社HP)

作ったはいいけど、売れなかったら 意味がない?

### 4 クレジットの販売先は見込めるか

森林クレジットは森林経営の新たな収入源として期待できますが、クレジットの認証を受けるだけではメリットは生まれず、クレジットが販売できて初めて収入に結び付けることができます。クレジットの販売は相対取引が基本となっており、コストをかけてクレジットを認証してもらったが、結局販売先が見つからなかったというケースが多かったのも事実です。

しかしながら、最近では日本国内でもカーボンニュートラルの実現を掲げる企業が格段に増え、クレジットに対する需要も高まってきていることから、カーボンクレジット市場を巡る需給動向は大きく変化しています。これに伴って、クレジットの販売を仲介する様々なサービスや、クレジットの取引プラットフォームも増えてきているほか、2023年度から開始されるGX-リーグにおける排出量取引制度(GX-ETS)の第1フェーズにおいて、Jークレジットが目標達成に活用可能なカーボンクレジットに位置づけられることとなっています。クレジットの販売チャンネルも多様化すると見込まれることから、必ずしもプロジェクト組成段階から販売先を確保しておく必要はありませんが、確実な収入に結び付けるためには、できる限り早い段階からクレジットの販売戦略を意識しておきましょう。

☞クレジット販売事例は、第5章を参照

### 方法論FO-OO1に登録するための適用条件

4つのポイントをおさえたら、次はいよいよFO-OO1に登録するための条件を確認していきましょう。J-クレジット制度において、プロジェクトの登録を行う上で満たすべき要件は、各方法論の「適用条件」に定められています。加えて、J-クレジット制度において、全てのプロジェクトは追加性の要件を満たす必要があります。ここでは、FO-OO1に基づくプロジェクトの登録を目指す場合にクリアすべき要件として、適用条件や追加性要件など、事前に確認すべきポイントを解説します。

#	FO-001に登録するための適用条件等	
1	プロジェクト計画の登録は <b>森林経営計画単位</b> で行うこと	
2	主伐実施地を含む場合の「( <b>吸収見込量-排出見込量) &gt; O</b> 」	
3	間 <b>伐等の実施</b> を1箇所以上計画すること	
4	土地転用が計画されていないこと	
5	<b>永続性</b> の担保	
6	追加性を有すること(※)	

※6つ目の追加性は適用条件ではありませんが、ここではポイントとして紹介しています。

# 適用条件1 プロジェクト計画の登録は森林経営計画単位で行うこと

4つのポイントの最初に説明したとおり、FO-001のプロジェクトに登録するためには、 とにもかくにも森林経営計画が重要です。プロジェクトは森林経営計画単位で登録され、か つ、プロジェクト計画は森林経営計画に沿って森林の施業及び保護が実施される内容となっ ている必要があります。このため、プロジェクトの登録に当たって、まず最初に行うべきこ とは森林経営計画の作成です。森林経営計画は、**一体的なまとまりを持った森林**において、 計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を 十分に発揮させることを目的としたものです。

※森林経営計画の作成についての相談は、地元の市町村や森林組合等にお問い合わせくださ ()<sub>o</sub>

森林経営計画を一度作成すればもう安心、というわけではありません。森林経営計画が5 年間の計画である一方、J-クレジットの認証対象期間は最低8年間(最大16年間)である ため、両者の期間は一致しないのです。このため、以下の3点を理解しておく必要がありま す。

- ①プロジェクト登録の際は、その時点で有効な(現行の)森林経営計画に基づきプロジェク ト計画書を作成すること。
- ②プロジェクトの認証対象期間中は切れ目なく森林経営計画を更新する必要があり、更新に より変更が生じた際には改めてプロジェクトとしての「登録要件・追加性要件」を満たすこ とについて再審査を受けること。
- ③プロジェクトの認証対象期間中だけではなく、認証対象期間の終了日から 10 年を経過 する日までの間、森林経営計画を継続して作成し続けること。

#### ☞③の理由は「適用条件5 永続件の担保」を参照

プロジェクトへの登録は、原則として森林経営計画の区域全体で登録する必要があります。 この理由は、プロジェクトの地理的な範囲(バウンダリー)を任意で設定できた場合、プロ ジェクト区域から主伐箇所を除外することで排出量の計上逃れにつながり、「いいとこ取 り」に対するチェック機能が働かなくなる結果、「クレジットの過剰認証・発行」によりク レジット制度そのものの信頼性が失われてしまうためです。また、プロジェクトを実施する ことにより、その周辺で伐採が増えるようなケースも、排出量の漏出(リーケージ)とみな されて、カーボンクレジット制度の信頼性を失わせる要因となり得ます。このためFO-OO1では、森林経営計画の区域全体を登録することを原則として義務付けることにより、 こうした恣意性の排除を担保する仕組みとなっています。

ただし、以下の場合に限り、区域の一部をプロジェクト計画の登録対象林とすることができます。

登録対象林の抽出パターン	適用条件
森林経営計画の区域全体の うち、プロジェクト実施者 自らが所有又は管理する森 林の全て	複数の所有者による森林を取りまとめて森林経営計画を 樹立しているため、区域全体単位でのプロジェクト計画 の登録の申請が困難なときに認められます。ただし、次 のものを提出する必要があります。 ・ プロジェクト登録の申請の際に、森林経営計画の全体 の写しを提出する。
プロジェクト実施者自らが 所有又は管理する森林のう ちの一部	次の3点を満たすときに認められます。 ・500 ha 以上であること。 ・主伐地を意図的に除外するなど恣意的に抽出したものでないと認められること。 なお、「恣意的に抽出」とは、森林のまとまりのうちー部を除外する等の抽出が行われた場合で、例えば ・成長の早い谷筋のみで尾根筋を排除する ・尾根筋又は谷筋などの地形を無視して流域内を不自然に横断する ・主伐箇所を意図的に少なくする、又は除外するなどが挙げられます。 「恣意的でない抽出」とは、例えば ・市町村単位など地理的にまとまった範囲を抽出している場合などが挙げられます。

※「プロジェクト実施者自らが所有又は管理する」とは、プロジェクト実施者自身が 森林の所有者であれば、その所有の範囲を指し、森林施業に関する受委託契約等に基 づく管理者であれば、全ての委託者との契約の範囲を指します。

また、FO-OO1では、「クレジットを過大に発生させる目的で主伐の時期を意図的に避けてはならない」と定められており、仮に森林経営計画の区域全体を登録する場合であっても、例えばプロジェクト開始時に区域内の森林が1齢級以下の若齢林主体で構成される場合などは、プロジェクト開始の直前に主伐がされていることが明らかであり、意図的に主伐の排出計上を逃れているとみなされ、登録の要件を満たしません。

# 適用条件2 主伐実施地を含む場合の「(吸収見込量-排出見込量)>O」

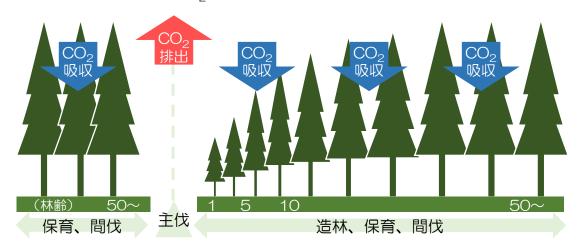
FO-OO1に登録するためには、認証対象期間のトータルで森林の吸収量見込量がプラスでなければなりません。プロジェクト計画の作成に用いる森林経営計画が主伐を計画している場合、主伐を行う森林から $CO_2$ が排出されたものとして見込量を計算します。しかし、なぜ主伐が即座に $CO_2$ の排出となるのか、理解しにくいと思います。これは、伐採された木材が搬出されることにより、樹木が蓄えていた炭素も森林から失われ、また、伐採された木材は将来的に解体・廃棄され大気中に炭素を放出するためです。しかし、実際には、伐採された時点では蓄えられていた $CO_2$ が森林の生体バイオマスから別の場所(木材)へ移動しただけであり、ただちに $CO_2$ を発生させるわけではありません。それにもかかわらず主伐が $CO_2$ 排出となるのは、樹木が伐採された場合、将来いずれかの時点において、未利用となった葉や枝などが腐って分解されるか、あるいは木材のカスケード利用の最終段階でエネルギー利用されて燃焼されることにより、大気中の $CO_2$ に戻るためです。 $CO_2$ 排出が起こるポイント(時点)はバラバラですが、 $CO_2$ 排出のタイミングを正確に把握して定量化することは不可能であるため、伐採時点で先取りして全量排出計上するのがカーボン・クレジット制度における算定の原則となっています。

このため、主伐が多いと排出量が吸収量を上回ってしまうこともあり得ますが、その場合正味の吸収量がマイナスになってしまうので、得られるクレジットはありません。こうした事態にならないよう、FO-OO1のプロジェクトに登録する時に、認証対象期間におけるプロジェクト対象森林のCO2吸収見込み量の累計が正であること(排出量よりも吸収量が多いこと)を確認しておくのです。

例えば80年生の森林を主伐するということは、その林分の80年間に及ぶ累計の吸収量を一度に排出することを意味するため、単純化して考えた場合、その排出量を周囲の森林の単年度の吸収量で相殺するためには、主伐面積の80倍の森林面積を確保することが必要になるなど、吸収量の算定を行う上で主伐の影響は多大です。

※上記は毎年一定量の主伐・再造林を行うことを前提にしたもので、主伐による排出量を周囲の森林の年間の吸収量で相殺する場合の例です。例えば、認証対象期間中に1か所しか主伐を行わない場合は、8~16年間の吸収量と相殺すれば良いため、一般的には主伐面積の5~10倍の面積で相殺できます。

#### ◆森林サイクルにおけるCO<sub>2</sub>吸収・排出の基本的な考え方



これに加えて、森林経営計画の区域をプロジェクト登録したからと言って、その区域内の森林の全てが吸収量の算定対象となるわけではないことにも留意が必要です。 伐採量を成長量以内に抑え、区域全体の森林蓄積が増加するように森林経営計画を立てたとしても、排出超過になるケースがあることになります。

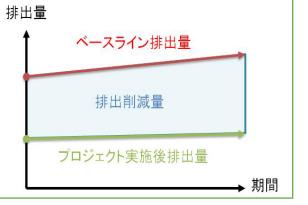
なぜそうなるかを知るためには、FO-OO1の吸収量の算定ルールを理解する必要がありますが、その制度的根拠となっているのは、ベースライン&クレジットという仕組みです。ベースラインをイメージしやすい排出削減系のプロジェクトについて説明すると、排出削減対策を講じずに現行のビジネスのやり方を継続した場合に見込まれるCO2排出量を「ベースライン排出量」として算定し、それに対してプロジェクトの実施により排出削減対策を講じた場合の排出量を算定することで、両者の差分が排出削減量となってクレジットが認証されることになります。例えば、重油ボイラーを使用している事業者が、バイオマスボイラーに設備を転換するプロジェクトを木質バイオマス方法論に基づき登録する場合、重油ボイラーを継続して使用したと仮定した場合の排出量がベースライン排出量、バイオマスボイラーに転換した後の排出量がプロジェクト実施後排出量、両者の差分が排出削減量となってクレジットが認証されます。

再生可能エネルギー等の普及が進めば進むほどベースラインが厳しくなる(下がる)ため、いずれ排出削減活動はカーボンクレジット制度の対象外となり、将来的には吸収・除去系のプロジェクトがクレジットの認証対象の中心になると考えられています。



#### ベースライン&クレジット

ベースライン排出量(対策を実施しなかった場合の想定CO<sub>2</sub>排出量)とプロジェクト実施後排出量との差である排出削減量を「Jークレジット」として認証

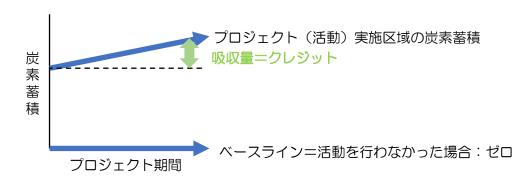


一方、吸収系プロジェクトの場合であっても、ベースライン吸収量とプロジェクト実施後吸収量の差分を認証するという基本的な考え方は変わりません。クレジットとして認証される吸収量は、森林の $CO_2$ 吸収量そのものではない、ということを理解しておきましょう。例えばベースライン吸収量が $100 \ t-CO_2$ 、プロジェクト実施後吸収量が $120 \ t-CO_2$ であれば、クレジットの認証量は $20 \ t-CO_2$ になるイメージです。逆にベースラインが $20 \ t-CO_2$ の排出であれば、プロジェクト実施後吸収量が $120 \ t-CO_2$ であったとしても、クレジットの認証量は実際の吸収量を上回る $140 \ t-CO_2$ になります。

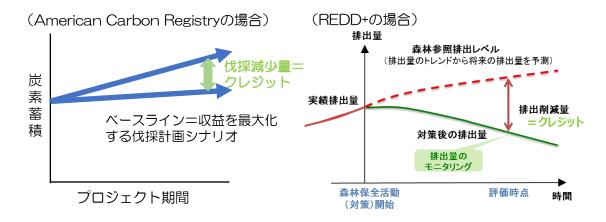
ただし、ベースライン吸収量(吸収源対策を講じなかった場合の吸収見込量)の考え方はカーボン・クレジット制度によって異なります。J-クレジット制度のFO-OO1においては、「森林の施業又は保護が実施されない状態」をベースラインとして設定し、その場合の吸収量をO(ゼロ)としています。プロジェクトに登録した区域の森林の初期設定としてはベースライン=Oの状態であり、森林の施業又は保護が実施された森林(林分)のみが吸収量の算定対象になる、という考え方です。これは、気候変動枠組条約や京都議定書に基づき、わが国が毎年森林吸収量を国際報告する際の計上ルールと整合をとっているためです。吸収量・排出量の算定対象森林を「プロジェクト実施地」と言い、プロジェクト実施地になれば、ベースライン=Oであるため、実際のプロジェクト実施期間(認証対象期間)中の吸収量をそのままクレジットとして認証を受けることができます。一方、プロジェクト登録された範囲内の森林であっても、認証対象期間中に森林の施業又は保護が行われず、プロジェクト実施地に含まれない森林(林分)については、計上の対象外として吸収量は認証されません。

用語	実施内容		
森林の施業	<ul><li>・造林(植栽、地拵え、芽かき)</li><li>・保育(下刈り、つる切り、除伐、枝打ち)</li><li>・間伐</li><li>・主伐</li></ul>		
森林の保護	<ul><li>・森林病害虫の駆除及び予防</li><li>・鳥獣害の防止</li><li>・火災の予防</li><li>・境界確認</li><li>・森林の巡視</li></ul>		

#### ◆J-クレジット制度のFO-OO1におけるベースラインの考え方



#### ◆ (参考) 海外のカーボンクレジット制度におけるベースラインの考え方



伐採で得られる収益を最大化するシナリオがベースラインとなり、プロジェクトにより伐採量を減らし、森林の成長を維持することでクレジットが発生する仕組み

過去のトレンドから推定される森林減少・劣化による将来の排出量がベースラインとなり、プロジェクトの実施により森林減少・劣化を抑制した結果削減した排出量がクレジットとなる仕組み

FO-OO1のベースラインの考え方をもう少し分かりやすく示したのが以下の模式図です。林班1~6を集約して森林経営計画を作成したケースであり、森林経営計画の対象区域に含まれるプロットには林種(育、天、伐跡)を表示しています。森林経営計画の区域のうち、森林の施業又は保護に係る活動の履歴がないところ(白色のセル)は「プロジェクト実施地」に含まれず、吸収量の算定値はゼロ(計上対象外)となります。このため、吸収見込量を増やすためには、森林の施業又は保護の活動履歴のある、色付けされた区画(プロジェクト実施地)をいかに増やすかがポイントです。

	林班1			木	林班2			林班3	}
天	育				育	天	天	育	
天	育		天		育		天		天
天	育		伐跡	龥	育	天	天	育	育
天	育	天	伐跡	育	育	育	天	育	育
天	天	育	天	天	育	育	天	育	天
	天	育	育	育		育	育	育	天
	育	育	育	育	天	天	育	育	育
育	育	育			天	天	天	天	天

林班5

森林経営計画 作成区域

林班4

林班6

どのような場合に森林の施業又は保護の活動履歴があるとみなされるかを整理したのが下表です。認証対象期間中に森林の施業又は保護を実施する林分は当然吸収量の算定対象になりますが、それだけでなく、1990年以降の施業履歴がある育成林については、認証対象期間中に施業を行う予定がなくても、森林の保護(巡視等)を行うことにより吸収量の算定に含めることが可能となります。

育成林	<ul><li>・森林を構成する林木を皆伐により伐採し、 単一の樹冠層を構成する森林として人為 により成立させ維持する森林(育成単層 林)</li><li>・森林を構成する林木を択伐等により伐採</li></ul>	1990年以降の施業履歴がある林分(プロジェクト期間中に保護)		
		認証対象期間中に造林、保育、間伐		
	し、複数の樹冠層を構成する森林として 人為により成立させ維持する森林(育成 複層林)	認証対象期間中に主伐(排出量は必 ず算定)		
天然	主として自然に散布された種子等により 成立(天然更新)し、維持される森林 (原生林、自然林と呼ばれる森林や、植	認証対象期間中に森林の保護活動 (火災の予防、獣害対策等)		
生 林 	栽や保育作業などの人為を加えずに成 立・維持していれば里山林、二次林など も含まれる)	認証対象期間中に森林の保護活動 (病虫害対策)		

※育成林か天然生林か不明な場合は、森林簿を確認するか、都道府県の森林計画担当 にお問い合わせください。

主伐を計画する事業者にとっては獲得できるクレジット量が少なくなるため、実際にプロジェクト登録を目指そうとする意欲を失わせる要因になっていました。しかしながら、我が国の人工林はその多くが資源として成熟して主伐期を迎え、伐って、使って、植える循環システムの確立は、森林吸収量の中長期的な確保・強化の観点からも重要な課題になっています。このような背景から、2022年8月の制度見直しにより、主伐に伴う炭素蓄積減少分の全量を実質的な排出量としてカウントするのではなく、主伐により搬出される伐採木材の一部を吸収量として算定できるようになったほか、主伐後に再造林を実施した場合は、その林分が標準伐期齢等に至った際の将来的な炭素蓄積量(吸収量の累計)を先取りして吸収量として算定し、認証申請できるようになりました。改正後のルールの活用を予定する場合には、これらの吸収量を当該プロジェクトの吸収見込み量に含めることができるようになったため、主伐を計画している場合であっても適用条件2を満たしやすくなりました。



### <u>早生樹の植林により、クレジットを創出することはできるので</u> しょうか?

FO-OO1では、森林経営計画が作成されていることが前提条件となっているので、 森林経営計画の一部に早生樹の植林が含まれている場合などであれば、クレジットを 創出することが可能です。ただし、都道府県が提供する収穫予想表によらず、早生樹 の成長の良さをクレジットの認証量に反映させたい場合は、吸収量の認証申請にあ たって早生樹の連年の成長量(炭素蓄積量)に関する正確なデータを提出する必要が あります。

また、J-クレジット制度において、吸収量は森林に固定された炭素蓄積の変化量 (増加量)を評価するものですので、例えばバイオマス利用を目的として早生樹を短 伐期で伐採する場合は、吸収量と排出量が相殺されるため、吸収量(森林に固定され た炭素蓄積の増加量)はゼロとなり、クレジットの対象とはなりません。 ◆プロジェクト登録の対象区域と吸収量の算定対象森林の考え方(まとめ)

	「森林経営活動」方法論の対象 となる森林・用材	各々について行うこと	
プロジェクト計画 の登録を行う森林 (右記1~3のい) ずれか)	<ol> <li>森林経営計画の区域全体</li> <li>森林経営計画の区域のうちプロジェクト実施者自らが所有又は管理する区域の全体</li> <li>森林経営計画の区域のうちプロジェクト実施者自らが所有又は管理する区域の一部ただし、次の要件①~③を満たす場合:</li> <li>① 500ha以上</li> <li>② 恣意的に抽出していない</li> </ol>	認証対象期間8~16年十 その後10年= <b>最大26年間</b> にわたり、 <b>永続的な森林管理を担保</b> するために森林経営計画を維持し、計画書や 伐採届・造林届等を毎年提出( <b>永続性担保措置</b> )	
プロジェクト 実施地 (プロジェク ト計画の登録 を行った森林 から抽出)	・1990年度以降に造林、保育 又は間伐を実施した育成林 <sub>*1</sub> (任意抽出可) 認証対象期間開始後に森林の保 護 <sub>*2</sub> を実施した天然生林 (制限林のみ <sub>*3</sub> 任意抽出可)	造林・保育・間伐面積に認 証申請期間の林齢に対応す る幹材積成長量を乗じ吸収 量を算定	
	認証対象期間開始後に主伐を実施した育成林(任意抽出不可=必ずプロジェクト実施地に含める)	<b>主伐面積に主伐時林齢</b> に対 応する <b>幹材積</b> 等を乗じ <b>排出</b> 量を算定	
	認証対象期間開始後に実施した 主伐の跡地に再造林した育成林 (任意抽出可)	再造林面積に標準伐期齢等 に対応する <b>幹材積</b> 等を乗じ <b>吸収量</b> を算定	
伐採木材 (同森林から 出荷)	認証対象期間開始後に出荷した 製材用材・合板用材・木質ボー ド(主伐材及び間伐材を含む)	出荷量に加工歩留まりや 永続性残存率を乗じて製品 中に固定される吸収量を算 定	

- ※1 **認証対象期間開始後**にこれら施業を実施した林分**以外**は、同開始後に、施業履歴 に加えて**森林の保護**の実施も必要。
- ※2 森林病害虫の駆除及び予防、鳥獣害の防止、火災の予防、境界確認及び森林の巡視。
- ※3 保安林、保安施設地区、国立公園(特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域に限る)、国定公園(国立公園に同じ)、自然環境保全地域特別地区及び特別母樹林に指定された森林。

# 適用条件3 間伐等の実施を1箇所以上計画すること

プロジェクトを申請する上では、認証対象期間内に森林経営計画に基づく間伐が1 箇所以上計画されている必要があります。ただし、森林経営計画の区域内に間伐すべ き森林がない場合(計画的間伐対象森林が存在しない場合)は、間伐の実施箇所が無 くてもかまいませんが、森林経営計画に基づく造林又は保育が1箇所以上計画されて いる必要があります。

このため、森林経営計画の内容が森林の保護のみで施業を実施しない場合は、FO-001の適用条件を満たしません。



#### 計画的間伐対象森林

計画期間内に樹冠疎密度が10分の8以上となる森林などで、市町村森林整備計画の 標準的な間伐の方法に従って間伐を実施した場合に、当該間伐が終了した日から起算 しておおむね5年以内に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる等の 条件を満たす森林です。

計画的間伐対象森林に含めるか否かは、森林の現況に応じて判断することが可能で、 例えば林冠が閉鎖していない若齢な森林、気象害や生育不良等により林冠が閉鎖して いない森林、老輪な森林(本数調整が終了した森林)などは除外できます。

### 適用条件4

### 土地転用が計画されていないこと

プロジェクトを申請する上では、森林経営計画において、プロジェクト実施地の土 地転用が計画されていないことが必要です。ただし、収用などの避けがたい土地転用 については、含まれていても問題ありません。



### 収用などの避けがたい土地転用

たとえば、森林が公道用地又は送電線用地等へ転用される場合などが収用などの避 けがたい土地転用に該当します。

森林管理プロジェクトに参加するためのポイント

森林管理プロジェクトの実施者には永続性担措置が求められます。その理由はクレ ジットを買う人の視点から考えるとわかりやすいでしょう。排出削減系プロジェクトを 実施することにより削減された排出量は、化石燃料の使用を削減したという意味におい て、大気中のCOっ濃度を抑制する効果は永続します。一方で、森林吸収系プロジェクト を実施することにより森林が大気中から除去したCO2量(吸収量)については、その CO2を取り込んだ樹木が生育している間はその効果が維持されますが、一旦樹木が失わ れてしまえば森林の吸収効果も消失してしまいます。このため、カーボンクレジットを 購入する企業の立場からすると、森林吸収系クレジットについてはもし永続性を担保せ ずにクレジットを認証・発行してしまったらリスクを伴うのも事実です。自社の排出量 を森林吸収系クレジットでオフセットしたという主張が正当なものであるためには、ク レジット発行元の森林が吸収効果を永続的に保持する(吸収された炭素が森林の中に固 定されたままである)ことを制度的に担保する必要があるのです。

ただし、こうした永続性の要件を厳密に解釈した場合、クレジットが発行された森林 については、将来にわたって永続的に炭素を固定し続けなければらないということにな り、現実的に不可能となってしまいます。このため、国際的にも様々な形でクレジット 制度における永続性担保のルールが作られてきました。

J-クレジット制度における森林管理プロジェクトでは、自然災害や森林病害虫等の自 然攪乱、収用を伴う土地転用等、自らの責に帰し得ない事由による森林の消失に備えて、 認証されたクレジット量の3%をバッファー管理口座に預けて保険の機能を持たせてい ます。また、自らの責による吸収効果の消失、例えば不適切な伐採や土地転用(森林か ら宅地への開発等)等を行った場合には、プロジェクト実施者自らが認証されたクレ ジット量の補填を行うルールとなっています。これに加えてFO-001については、プロ ジェクトの認証対象期間中及び認証対象期間修了後10年間にわたり、プロジェクト計画 の登録をした範囲について、森林経営計画を継続的に作成するとともに、仮に森林経営 計画の認定が継続されなかった場合にはプロジェクト実施者が補填義務を負うことにつ いて、プロジェクトの登録段階で予め了解しておくことを求めています(永続性担保措 置)。森林経営計画が継続して立てられる限りにおいては森林が適切に維持管理される ことが制度的に保証されることから、永続性の担保が図られるという考え方です。この ため、永続性担保期間中に行われる森林経営計画に基づく主伐は、クレジットの補填の 対象にもなりません。このように、FO-001における永続性担保措置のルールは、プロ ジェクト実施者の実務的な対応可能性にも十分配慮した制度設計となっています。

1章

# 用語の解説

#### ◆ 永続性担保措置

森林による吸収量の永続性が担保されるよう、森林管理プロジェクトの 実施者が行わなければならない措置

一方で、森林経営計画の継続的な作成は難しいという現場からの声もよく聞かれます。その理由としては、森林経営計画の期間中に間伐を実施した場合、その次の5年間は間伐の必要性がないため、仮にその林分を含めて引き続き森林経営計画の認定請求をしようとすると、森林経営計画の認定要件である間伐の下限面積をクリアできないという意見がよく挙げられます。この問題は、森林経営計画制度における「間伐の下限面積」の考え方が正しく理解されていないケースが大半であると思われます。実際は、間伐の下限面積は計画期間内に樹冠疎密度が10分の8以上となる人工林(計画的間伐対象森林)に適用されるものであり、過去一定期間内に間伐を実施した森林などは、間伐の下限面積基準の計算から除外できるほか、現況に応じて幼齢林や間伐を実施済みの老齢林、気象害等により樹幹が閉鎖していない森林等も除外できます。このため、過去一定期間内に間伐を実施した森林であれば、特に直近の施業の予定がなくても引き続き森林経営計画の区域に含めることは可能であり、むしろ森林経営計画区域に含めることにより認証対象期間中に巡視さえ行えば毎年クレジットを発行することができるなど、メリットが大きくなります。

このことを踏まえ、プロジェクト実施を計画する際には、プロジェクトの認証対象期間以降も、森林を管理していくことを前提として検討を行いましょう。なお、永 続性担保措置に関連しては、以下のような義務が生じることにも留意が必要です。

義務	概要	☞詳細参照先
地権者等への説明義務	プロジェクト実施地に関して、所有権や入会権などの権利保有者がプロジェクト実施者以外に存在する場合、以下の説明を行い同意を得る必要がある ・ 認証対象期間中及び終了後10年間にわたり、森林経営計画の継続が必要となること ・ 権利を第三者へ譲渡する際は制度管理者に対する届け出等の手続が必要であること	第2章 「3.1.登録 準備期間」
クレジットの 補填義務	プロジェクト認証対象期間中、認証対象期間終了後10年間に、森林経営計画が継続できなかった場合や、森林経営計画に基づかない主伐や土地転用を行った場合等には、クレジットの補填(取消又は返納すること)が必要となる	第4章 「5. 吸収量を 消失させる行為に 対する補填」
避けがたい 収用等があった 場合の対処	プロジェクト認証対象期間中、プロジェクト実施地が公道用地などに収用された場合や自然攪乱が生じた場合等に、制度管理者への届出等が必要となる	第4章 「6. 自然攪乱等 発生時の報告」

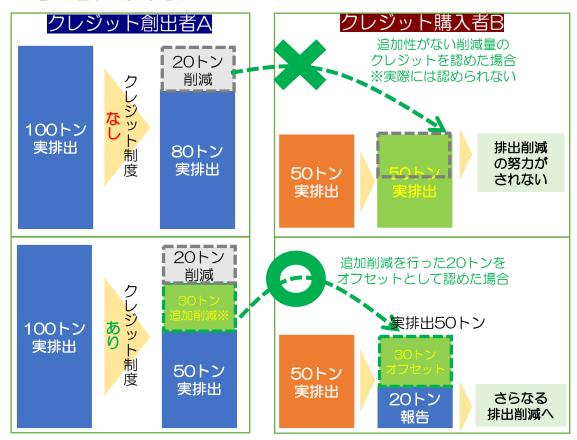
(実施規程8.1、8.2)

#### 追加性を有すること

6

J-クレジット制度を始めとしたカーボンクレジット制度の基本ルールとして、そのプロジェクトに「追加性」があることが必要とされています。追加性要件とは、クレジット収益がなければ当該プロジェクトの実施・継続が困難である(J-クレジットによって登録されることで初めて追加的な炭素の排出削減や吸収を見込める)という考え方です。クレジット制度の有無にかかわらず実施されたであろう排出削減活動にまでクレジットを認めた場合、クレジットが容易に創出・販売されることになり、排出事業者はクレジットを容易に購入できれば排出削減の努力を行わなくても済むため、結果としてクレジット制度が排出削減を遅らせる(排出量を増加させる)というのが、追加性を必須とする理由です(下記模式図)。

◆追加性基準を満たす活動のクレジット取引



#### ※ クレジット収入が得られることで追加的に実現する排出削減

- クレジット制度が<mark>ない場合</mark>の総排出量は(A)80+(B)50=130トン 仮に追加性がない削減量についてクレジット取引を認めた場合、 総排出量は(A)80+(B)50=130トンで変わらないばかりか、クレジット購入者B は排出削減の努力が不要となるため、全体として排出量を押し上げる
- クレジット制度がある場合の総排出量は(A)50+(B)50=100トン ただし、報告値は(A)80トン、(B)20トン

追加性要件を満たすことを条件とするカーボンクレジット制度がカーボンニュート ラルの実現に有効なツールになり得る理由として以下の2点が挙げられます。

- 1. <u>CO<sub>2</sub>の削減費用が高い企業が低い企業からクレジットを調達し資金を還流させる</u>ことで、経済合理的に排出削減を進められる。
- 2. 技術的な制約により避けられない残余の排出をオフセットするためには、CO<sub>2</sub>を 吸収・除去するクレジットが必要となる。

第1に、カーボンニュートラルを達成するためには全ての事業者が排出削減を進めることが必要ですが、業種や財・サービスの内容、これまでの削減努力の度合い等により1t-CO<sub>2</sub>の排出削減を達成するために要するコスト(限界削減費用)が異なります。このため、特にカーボンニュートラルへの移行期においては、限界削減費用が高い企業が低い企業からクレジットを調達し、資金を還流させることで、社会全体として経済合理的に排出削減を進めることが可能となります。

第2に、カーボンニュートラル達成期においては、削減努力をしても技術的な制約等によりどうしても避けられない残余の排出が生じます。このため、最終的に人為的な $CO_2$ 排出量と人為的な $CO_2$ 吸収・除去量が釣り合っている状態を創り出すためには、 $CO_2$ 排出を行う主体と $CO_2$ の吸収・除去を行う主体との間でカーボンクレジットの取引が必要になります。

しかしながら、「クレジット制度がなければ実施されなかったプロジェクト」に該当するか否かを区分することは簡単ではありません。このため、実際はそれぞれのカーボンクレジット制度において、追加性の有無を客観的に判断するための基準を定義しています。J-クレジット制度では、排出削減系プロジェクトについては、設備投資に伴う投資回収年数が3年以上である場合、又はプロジェクトの実施によってランニングコストが上昇する場合は、追加性を有すると判断されます。一方、森林管理プロジェクトについては、設備投資を行うものではないため、独自の追加性判断基準を定める必要があり、具体的には、認証対象期間中の収益が赤字見込みとなる場合に追加性を有すると判断しています。

#### FO-OO1における追加性判断基準

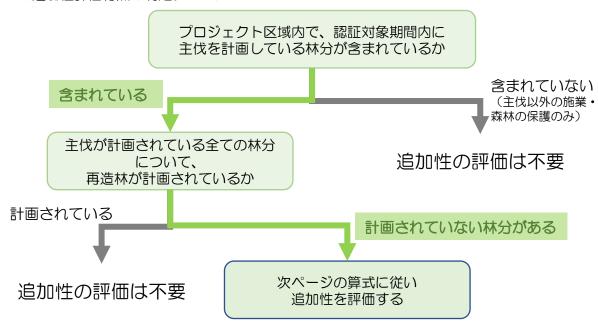
FO-001では以下の基準により追加性を判断していました。

認証対象期間中の収益<認証対象期間中の支出(森林経費に要する経費ー補助金+銀行等借入利子)

しかしながら、この判断基準には林業ならでの問題があります。例えば8年間の認証対象期間中に主伐・再造林を行った場合、主伐による収入の全額が収益として計算される一方、再造林の実施に係る経費については、本来であれば植林、下刈り、除伐の保育を含めた経費の全額を算入すべきところ、認証対象期間中のみで切り取った場合、一部の経費しか算入されないこととなり、赤字か否かの判断を適切に行えません。

このため、2022年8月の制度改正において、FO-OO1に係る追加性の判断基準を 見直し、一定の要件を満たす場合は、経済的障壁を有する蓋然性が高いため、個々の プロジェクト単位では追加性を有することを改めて評価しなくてもよい(自動的に追 加性要件を満たしているとみなされる)こととなりました。具体的には、以下の算定 フローを用いて確認してみましょう。

#### <追加性評価有無の判定フロー>



前述のフローによれば、主伐が計画されている全ての森林について、その更新方法として(天然更新ではなく)再造林を計画している場合、あるいは主伐を計画していない場合(間伐等の施業のみ計画)については、追加性の評価が不要となります。実際には、申請時の森林経営計画に基づき妥当性を判断することとなるため、森林経営計画において主伐・再造林の一体的な実施を計画している場合には、プロジェクト登録のハードルが大きく下がります。また、認証対象期間中に主伐を行う計画があり、かつその主伐予定地の中に再造林が計画されていない林分がある(天然更新を予定している)場合は、追加性の評価を行う必要がありますが、その際の追加性の評価は以下の算式にて行います。算出した結果、収益が経費を下回った場合(赤字の場合)に、J-クレジットの登録要件を満たします。

#### ◆追加性の評価の算定式

収益

#### 間伐等の施業を実施する林 分における経費

(森林経営に要する経費 - 補助金+銀行等借入利子)

※認証対象期間中

※認証対象期間中

(認証対象期間中に主伐を 実施する場合のみ)

#### 主伐実施林分における経費

(再造林及び保育に要する経費 ー補助金+銀行等借入利子)

※認証対象期間中及び認証対象期間の終了日から10年を経過する日まで

プロジェクト実施地の森林における森林経営による収益、森林経営に要する経費等 については、収支の実績が把握できる資料を用いて証明する必要があります。

+

ただし、プロジェクト実施地の実績データがない場合は、以下を用いることも可能です。

- 国及び都道府県等の公的機関による統計資料(林業経営費、山元立木価格など)
- 森林経営収支を予測するプログラムソフト等を活用し、標準的な森林経営が実施された場合の収益、経費等を算出

(方法論 FO-OO1の7.付記)

# プロジェクト実施者の責任・義務・禁止事項等

プロジェクト実施の判断に当たっては、3で記載した適用条件のほか、プロジェクト実施者の責任・義務や禁止事項等についても留意する必要があります。

- ①計画書・報告書等の作成責任
- ②データの保存義務
- ③クレジットの二重認証・環境価値の二重主張の禁止
- ④制度文書に違反した場合の措置

#### ① 計画書・報告書の作成責任

プロジェクト実施者は、以下の資料を作成し、記載内容について責任を負います。

- プロジェクト計画書
- モニタリング報告書

(実施規程2.3)

### ② データの保存義務

プロジェクト実施者は、プロジェクト登録の申請及び認証申請の際に必要となるデータについては、認証対象期間終了後10年間(※)保存しなければなりません。

※ 主伐後に再造林を実施し、当該再造林した林分の標準伐期齢等に相当する炭素蓄 積量を認証した場合は、再造林モニタリング期間(標準伐期齢等に達するまでの期 間)が終了するまでの間、生育に係る情報を保存しなければなりません。

#### 【データ品質管理について】

プロジェクト実施者は、データを適切に品質管理するため、以下についても取り組むことが望ましいとされています。

取組項目	例示		
モニタリング・算定・報告に 必要な体制の構築	責任者や担当者の任命、手続の確立、チェック体 制の整備等		
体制の機能状況・データの正確 性の確認	定期的に(1〜2年に1回程度)、データの入力 者とは別の者がサンプリングによりデータを確認 し、必要があれば体制を見直す		
計量器の維持・管理	一定の精度が確保された計量器を用いる 異常値となっていないか定期的に確認する		

### ③ クレジットの二重認証・環境価値の二重主張の禁止

たとえば地方公共団体が実施する $CO_2$  吸収量認証制度や民間団体が独自に運営するクレジット制度などの類似制度で認証を受けている場合、J-クレジット制度において二重に認証を受けることはできません。

J-クレジット制度の中でも、2022年8月の制度改正により、森林管理プロジェクトの方法論として、再造林活動方法論(FO-003)が新たに策定されたため、森林経営活動方法論(FO-001)との重複登録は認められません。FO-001は森林経営計画の区域を単位として面的に実施する一方、FO-003は再造林を行う林地のみを対象としています。このため、ある森林経営計画の一部がFO-003に登録されている場合、その森林経営計画でFO-001に登録できなくなることから、プロジェクト組成に当たっては、地域内での合意形成を図ることが必要です。

また、J-クレジット制度で認証を受けたクレジットについて、他者に移転・無効化 (譲渡等)を行った後は、プロジェクト実施者はその分の環境価値を主張することも できないことに留意が必要です。

☞詳細は、第5章「2. クレジットの移転・無効化」を参照

(実施規程2.5)

### ④ 制度文書に違反した場合の措置

プロジェクト実施者が、J-クレジットの制度文書(実施要綱、実施規程、方法論等)に違反した場合、制度管理者は、当該プロジェクト実施者によるプロジェクトの登録を抹消するなどの措置をとることになっています。

とりわけ、前述の「③クレジットの二重認証・環境価値の二重主張の禁止」に関連して、他の類似制度との二重認証が行われていた場合は、40営業日以内に同量のJ-クレジットの取り消しを求められます。

また、永続性担保措置に関連して、永続性担保の条件を満たせず価値が消失したクレジット分の補填が必要となった場合で、履行期限までに補填を行わなかった場合も、 当該プロジェクト実施者によるプロジェクトの登録を抹消するなどの措置をとること とされています。

(実施要綱4.2)